4　登録品種の名称　サマープリンス
5　品種登録者の氏名又は名称及び住所又は居所
嶋津久光
福岡県久留米市善導寺町島710―3

1　登録番号　第18228号
2　登録年月日　平成21年6月25日
3　農林水産植物の種類
Euphorbia pulcherrima Willd. ex Klotzsch
4　登録品種の名称　イエローモンキー
5　品種登録者の氏名又は名称及び住所又は居所
原田広史
愛知県愛西市赤目町下堤畦50

1　登録番号　第18273号
2　登録年月日　平成21年6月25日
3　農林水産植物の種類
Rosa L.
4　登録品種の名称　アンドレーラブ
5　品種登録者の氏名又は名称及び住所又は居所
今井清
広島県呉市広町4913―1

1　登録番号　第18292号
2　登録年月日　平成21年6月25日
3　農林水産植物の種類
Sorghum Moench
4　登録品種の名称　緑竜
5　品種登録者の氏名又は名称及び住所又は居所
長野県
長野県長野市大字南長野字幅下692―2

1　登録番号　第18294号
2　登録年月日　平成21年6月25日
3　農林水産植物の種類
Tibouchina Aubl.
4　登録品種の名称　コートダジュールピンク
たぐいまれ
5　品種登録者の氏名又は名称及び住所又は居所
駒田清孝
愛知県江南市小郷町粟田木67番地

○農林水産省告示第四百三十六号

種苗法（平成十年法律第八十三号）第四十九条第一項第五号の規定に基づき、次の品種登録を取り消したので、同条第五項の規定に基づき公示する。

なお、育成者権は、同条第四項第三号の規定により、平成二十四年六月二十八日に消滅したものとみなされる。

平成二十五年二月五日

農林水産大臣　林　芳正

1　登録番号　第8196号
2　登録年月日　平成12年6月27日
3　農林水産植物の種類
Lilium L.
4　登録品種の名称　杜のロマン
5　品種登録者の氏名又は名称及び住所又は居所
宮城県
宮城県仙台市青葉区本町三丁目8番1号

○農林水産省告示第四百三十七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十五年二月五日

農林水産大臣　林　芳正

一　保安林の所在場所　京都府福知山市三和町菟原中小字ブノキ二三、小字峠二四、二五、小字ユフ子四五、四六の一、四六の二、四七、四七の一から四七の三まで
二　指定の目的　水源の涵養
三　指定施業要件
㈠　立木の伐採の方法
1　次の森林については、主伐は、択伐による。
小字ブノキ二三（次の図に示す部分に限る。）、小字峠二五、小字ユフ子四六の一・四六の二（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）
2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を京都府庁及び福知山市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第四百三十八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十五年二月五日

農林水産大臣　林　芳正

一　解除に係る保安林の所在場所　鳥取県日野郡江府町大字御机字木谷八三八の四、八三八の六、八三八の八から八三八の一二まで
二　保安林として指定された目的　水源の涵養
三　解除の理由　指定理由の消滅

○農林水産省告示第四百三十九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第一項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十五年二月五日

農林水産大臣　林　芳正

一　解除に係る保安林の所在場所　兵庫県西脇市野村町字市ゴ谷一八〇〇の四七から一八〇〇の五一まで
二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備
三　解除の理由　道路用地とするため

○農林水産省告示第四百四十号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十五年二月五日

農林水産大臣　林　芳正

一　解除に係る保安林の所在場所　鳥取県日野郡江府町大字御机字木谷八三八の一七から八三八の二二まで
二　保安林として指定された目的　水源の涵養
三　解除の理由　林道用地とするため

○経済産業省告示第九号

中小企業信用保険法（昭和二十五年法律第二百六十四号）第二条第四項第一号の規定に基づき、同号の事業者を次のように指定する。

平成二十五年二月五日

経済産業大臣　茂木　敏充

番号	名称	住所	
5164	株式会社大平製作所	大阪府大阪市西淀川区御幣島二丁目二十番七号	市町村長又は特別区長に対して特定中小企業者の認定を申請することができる期間　平成二十四年十二月十四日から平成二十五年十二月十三日まで

○農林水産省告示第四百四十一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十五年二月五日

農林水産大臣　林　芳正

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　兵庫県多可郡多可町加美区観音寺字北山三九一の二、三九一の三
二　保安林として指定された目的　水源の涵養
三　変更後の指定施業要件
㈠　立木の伐採の方法
1　主伐に係る伐採種は、定めない。
2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を兵庫県庁及び多可町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○経済産業省告示第八号

輸入貿易管理令（昭和二十四年政令第四百十四号）第三条第一項の規定に基づき、昭和四十一年通商産業省告示第百七十号（輸入割当てを受けるべき貨物の品目、輸入の承認を受けるべき貨物の原産地又は船積地域その他貨物の輸入について必要な事項の公表）の一部を次のように改正する。

平成二十五年二月五日

経済産業大臣　茂木　敏充

三の9の⑷のニ及びホ中「ニュージーランド」の下に「、ニカラグア」を加える。

附　則

この告示は、公布の日から施行する。